

品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日区長決定 要綱第95号

改正 平成23年9月30日区長決定 要綱第127号

改正 平成24年3月22日区長決定 要綱第78号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都創造的都市型産業集積創出助成事業における補助金を活用し、一般財団法人品川ビジネスクラブ（以下「クラブ」という。）を支援することにより、クラブが事業の拡充強化を図り、円滑な運営を行い、もって「品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト」を円滑に推進することを目的とする。

(補助金の対象事業等)

第2条 区長は、前条の目的を達成するために実施する事業の経費のうち、区長が必要かつ適当と認めた事業（以下「補助事業」という。）の経費を補助対象経費とし、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。

- 2 補助事業は、交付決定日の属する年度に開始し、完了を予定する事業とする。
- 3 補助対象経費は、補助事業に係る事業収入（聴講料、入場料等の参加者から随時に徴収する収入および外部組織（団体、企業、個人等）からの協賛金（負担金等）の収入をいう。以下同じ。）がある場合には、当該補助事業の総事業費から当該事業収入を控除した額を対象に算定する。なお、クラブ会員からのクラブ会費等の収入については、クラブの当該補助事業における自己財源として取り扱う。
- 4 事業収入およびクラブ会費等の収入の合計額が当該補助事業の総事業費（補助対象外経費を含む。）から補助金相当額（補助対象経費について補助率を用いて算定した額をいう。）を控除した額を超える場合における補助金の上限額は、総事業費から当該収入の合計額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 クラブは、補助金の申請をするときは、区長が定める期日までに、第1号様式による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書によりクラブに通知するものとする。

- 2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 クラブは、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

(補助対象経費または補助事業の内容の変更)

第6条 クラブは、次のいずれかに該当する場合には、第3号様式により変更協議申請書を区長に提出しなければならない。

(1)補助対象経費の個別事業ごとの配分額を、20 パーセントを超えて変更しようとするとき。

(2)補助事業の内容の大幅な変更または追加もしくは休止をしようとするとき。

2 区長は、前項による申請があった場合にはその内容を審査し、必要に応じ条件を付し、第4号様式による変更承認通知書によりクラブあてに通知するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第7条 クラブは、補助事業を中止し、または廃止しようとするときには、第5号様式による補助事業中止(廃止)届出書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項による届出があった場合にはその内容を審査し、また必要に応じ調査を行い、適当と認める場合には、クラブあて通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 クラブは、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときまたは補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに第6号様式による補助事業遅延等報告書により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 クラブは、補助事業の遂行状況について区長の要求があったときは、速やかに第7号様式による補助事業等遂行状況報告書を提出しなければならない。

(遂行指示等)

第10条 区長は、クラブが提出する報告書、区長による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、クラブに対し当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第11条 クラブは、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)または補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに第8号様式による実績報告書を区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第9号様式による確定額通知書によりクラブに通知するものとする。

（補助金の支払等）

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定から額の確定までの間に補助事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 クラブは、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第10号様式または第11号様式による補助金（概算払）請求書を区長に提出しなければならない。

3 クラブは、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、第12号様式による補助金精算書を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（是正のための指示）

第14条 区長は、第12条による審査の結果、補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、クラブに対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための指示をすることができる。

2 前項によりクラブが必要な措置をした場合には、第12条の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、クラブが次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容、その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既にクラブに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第12条の規定によりクラブに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金および延滞金の納付)

第17条 第15条の規定により補助金の交付決定の全部または一部の取消しを行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、クラブが補助金を受領した日から納期限として定めた日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）をクラブに納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、クラブが定められた納期日までに補助金を返還しなかったときは納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金および延滞金の基礎となる額の計算)

第18条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、クラブの納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 クラブは、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業年度終了後5年間保存するものとする。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 クラブは、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、第13号様式による消費税および地方消費税の額の確定に伴う報告書を区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合は、当該消費税および地方消費税の全部または一部の返還を命じるものとする。

(財産管理および処分の制限)

第21条 クラブは、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 クラブは、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

3 クラブは、取得財産等のうち、その取得した価格または効用を増加した価格が50万円以

上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または債務の担保に供しようとする場合は、第14号様式による取得財産等処分承認申請書によりあらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

- 4 区長は、前項の承認をしたクラブに対し、当該取得財産の処分によりクラブに収入があったときは、その全部または一部を区に納付させることができる。

（実施結果の企業化）

第22条 クラブは、実施した補助事業のうち企業化が可能なものは、その企業化に努めなければならない。

- 2 クラブは、補助事業年度終了後5年間、毎会計年度終了後速やかに補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、第15号様式による補助事業企業化状況報告書を区長に提出しなければならない。

（産業財産権に関する報告）

第23条 クラブは、補助事業による発明、考案等に関して特許権、実用新案権または意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度または補助事業年度終了後5年以内に出願し、または取得した場合は、前条第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

（収益の納付）

第24条 クラブは、補助事業年度終了後5年間、当該補助事業により得た産業財産権の譲渡または実施権の設定のほか、第21条第3項に定めるもの以外に当該補助事業の実施結果により収益が生じたときは、区と協議しその収益の全部または一部を区に納付しなければならない。

（調査）

第25条 区長は、補助事業の状況および経理の収支等について、必要に応じ調査することができる。

- 2 都知事は、この要綱で活用する東京都創造的都市型産業集積創出助成事業における権限の範囲内において、補助事業の状況および経理の収支等について、必要に応じ調査することができる。

（委任）

第26条 この要綱および品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金の交付については、別に地域振興事業部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年10月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 3 月22日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 補助事業の内容および経費明細
別紙事業実施計画書のとおり

第2号様式（第4条関係）

番 号
品川ビジネスクラブ

年 月 日付（番号）で申請のあった 年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金については、下記により交付する。

年 月 日

品川区長

記

第1 交付決定額

金 円

第2 補助事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区が行う、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクトに基づく事業とする。

第3 補助対象経費の配分額

補助対象経費の個別事業ごとの配分額は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。

第4 要綱の遵守

一般財団法人品川ビジネスクラブは、補助事業を行うにあたっては、関係法令および品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る変更協議申請書

年 月 日付（番号）により交付決定のあった、標記補助金に係る補助事業の内容を
下記のとおり変更したいので、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要
綱第6条の規定により、変更を協議します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第4号様式（第6条関係）

番
年 月 日

品川ビジネスクラブ理事長 様

品 川 区 長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
補助事業の内容の変更承認通知書

年 月 日付（番号）で申請のあった標記補助金に係る補助事業の内容の変更について、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認する。

記

1 承認内容

2 付帯条件

第5号様式（第7条関係）

番
年 月 日 号

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
補助事業中止（廃止）届出書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業を、下記の理由により中止（廃止）したいので、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第7条の規定により、届出します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間または廃止の時期

第6号様式（第8条関係）

番
年 月 日 号

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
補助事業遅延報告書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業に係る
事故について、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第8条の規定
により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容および原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の遂行状況および完了の予定

第7号様式（第9条関係）

番
年 月 日 号

品川区長 へ

品川ビジネスラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
補助事業等遂行状況報告書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業等の遂行状況について、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定年月日 年 月 日
- 3 補助事業の概要および遂行状況と補助対象経費の使用状況
別紙のとおり
- 4 補助事業以外の計画に基づく事業の概要および遂行状況と経費の使用状況
別紙のとおり

第8号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
補助事業等実績報告書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業が完了したので、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助事業等の実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
(概算払の場合は受領額)
- 2 交付決定年月日 年 月 日
(概算払の場合は受領年月日)
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 補助事業等の成果
別紙「事業実績書」のとおり
- 5 補助事業等に要した経費
別紙「事業実績書」のとおり
- 6 補助事業等に係る地域産業振興計画の名称、種別および計画期間

別紙

事業実績書

1 補助事業等の成果

- (1) 事業区分ごとの成果について
別紙1「事業実績の詳細」のとおり
- (2) 地域産業振興計画の成果目標について
 - ① 達成状況
 - ② 実施により得られた成果

2 補助事業等に要した経費

- (1) 補助事業等の経費一覧
別紙2－1のとおり
- (2) 補助対象経費の明細
別紙2－2のとおり
- (3) 間接補助事業の場合の審査の状況
別紙2－3のとおり

第9号様式（第12条関係）

番 号
品川ビジネスクラブ

平成 年 月 日付（番号）により交付決定した品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金については、平成 年 月 日付（番号）をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金 円に確定する。

＊（返還額のある場合）

金 円に確定し、既に交付した補助金 円との
差額 円を 年 月 日までに返還するよう命ずる。

年 月 日

品 川 区 長

第10号様式（第13条関係） ＊確定（精算）払の場合

番
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金請求書

年 月 日付（番号）により確定のあった標記補助金について、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

（請求額積算根拠）

	金 額
交付決定額	円
確定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

第11号様式（第13条関係） ＊概算払の場合

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金概算払請求書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業について、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

（請求額積算根拠）

	金 額
交付決定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

第12号様式（第13条関係）

番
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金精算書

年 月 日付（番号）により確定通知のあった標記補助金に係る補助事業が完了したので、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 精算額 円

（精算額積算根拠）

	金 額
交付決定額	円
確定額	円
概算払受領済額	円
精算額	円
残額	円

第13号様式（第20条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
年度消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付（番号）により交付決定のあった標記補助事業について、 年度消費税
および地方消費税額の額が確定したので、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補
助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（区長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税および地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税および
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

第14号様式（第21条関係）

番
年 月 日

品 川 区 長 あて

品川ビジネスクラブ理事長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
取得財産等処分承認申請書

年 月 日付（番号）により交付決定のあった標記補助金に係る補助事業により取得した取得財産等の処分について、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第21条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日 年 月 日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由

第15号様式（第22条関係）

番 号
年 月 日

品 川 区 長 あて

品 川 ビ ジ ネ ス ク ラ ブ 理 事 長

年度品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金に係る
補助事業企業化状況報告書

年 月 日付（番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業に関し、年度の企業化状況について、品川区大崎ものづくり産業支援プロジェクト補助金交付要綱第22条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 企業化状況報告を行う対象の年度および補助を実施した年度
年度企業化状況報告書（補助年度 年度）

2 補助事業の実施結果の企業化等の有無

- | | | | |
|------------------------|---|---|---|
| （1）補助事業の実施結果の企業化 | 有 | ・ | 無 |
| （2）産業財産権の譲渡または実施権の設定 | 有 | ・ | 無 |
| （3）その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | ・ | 無 |

（納付額については別紙明細表のとおり）